

定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ( )

御注意

- この表には、種類等及び耐用年数の同じ資産は、その合計額により記載しますが、(1)期中途で事業の用に供した資産、(2)租税特別措置法又は震災特別法による特別償却の規定の適用を受ける資産については、他の資産と区別して別行に記載してください。
- 取得価額が三〇万円未満である資産については、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(租税特別措置法第67条の8又は第68条の103の2)の適用を受ける場合は、備考欄にその旨表示してください(詳しくは「法人税申告書の記載の手引」をご覧ください)。
- 租税特別措置法又は震災特別法による特別償却の規定(平成15年改正前の租税特別措置法第49条第1項及び第68条の37第1項の規定を除きます。)の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

資産種類	1								
資産構造	2								
区分	3								
事業の用に供した年月	4								
取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円	円	円	円
圧縮記帳による引当金又は積立金計上額	6								
差引改定取得価額(5)-(6)	7								
残存価額	8	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
定率法による償却額計算の基礎となる額									
期末現在の帳簿価額	9								
期末現在の引当金等の金額	10								
引当金等の期中取崩額	11								
改定帳簿価額((9)-(10)-(11))	12								
損金に計上した当期償却額	13								
前期から繰り越した償却超過額	14								
前期から繰り越した償却不足額又は合併等特別償却不足額	15								
差引計(12)+(13)+(14)-(15)	16								
耐用年数	17	年	年	年	年	年	年	年	年
償却率	18								
当期分の償却限度額									
当期償却額	19	円	円	円	円	円	円	円	円
増加償却額((19)×割増率)	20	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
計	21								
特別償却									
租税特別措置法適用条項	22	条 項	条 項	条 項	条 項	条 項	条 項	条 項	条 項
割増償却額	23	( )円	( )円	( )円	( )円	( )円	( )円	( )円	( )円
特別償却									
租税特別措置法適用条項	24	条 項	条 項	条 項	条 項	条 項	条 項	条 項	条 項
特別償却額	25	( )円	( )円	( )円	( )円	( )円	( )円	( )円	( )円
計(23)+(25)	26	外	外	外	外	外	外	外	外
前期から繰り越した償却不足額又は合併等特別償却不足額	27								
合 計(21)+(26)+(27)	28								
当期償却額	29								
償却不足額(28)-(29)	30								
償却超過額(29)-(28)	31								
償却超過額									
前期からの繰越額	32								
当期認められる償却不足によるもの	33								
引当金等取崩しによるもの	34								
差引合計翌期への繰越額(31)+(32)-(33)-(34)	35								
翌期に繰り越すべき償却不足額(((30)-(33))と(26)+(27)のうち少ない金額)	36								
当期において切り捨てる償却不足額又は合併等特別償却不足額	37								
差引翌期への繰越額(36)-(37)	38								
翌期への繰越額の内訳									
平 . . . 平 . . .	39								
当期分不足額	40								
合併等特別償却不足額	41								
備考									

取得価額30万円未満の減価償却資産について措置法67条の8の規定を適用している。また、適用した減価償却資産の取得価額の合計額は 円であり、その明細は別途保管している。